

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

宮本務第1105号
令和5年7月12日
宮城県警察本部長

犯罪被害者等に対する公費負担要領の一部改正について（通達）

犯罪被害者等（罪に当たる行為により死亡した者（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第3項に規定する犯罪被害者のうち、罪に当たる行為により死亡した者をいう。）の遺族等（遺族（同法第5条第1項に規定する遺族をいう。）又は遺体の引渡しを受け、火葬若しくは埋葬を行うことを申し出た者をいう。）又は傷病を負った者若しくはその家族をいう。以下同じ）に対して請求され得る死亡した被害者に係る死体検案書料、遺体修復料及び遺体搬送料、被害者（死亡した被害者を除く。）に係る診断書料、処置料、性感染症検査料、緊急避妊措置料及び人工妊娠中絶措置料並びに人を死亡させる罪に当たる行為が行われた場所となった当該罪に当たる行為により死亡した者又はその遺族の住居に係るハウスクリーニング料（以下これらを「文書料等」という。）の公費負担（以下「公費負担」という。）については、「犯罪被害者等に対する公費負担要領の一部改正について（通達）」（令和3年3月9日付け宮本務第370号）により運用してきたところであるが、公費負担に関して、実効性ある運用が全国同水準で速やかに行われることが求められていることを踏まえ、別添のとおり犯罪被害者等に対する公費負担要領の一部を改正したので、運用上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 犯罪被害者が少年の場合の表記を「少年」から「18歳未満」に変更した。
- (2) 別表の中欄「罪」の一部を改めた。
- (3) 様式の一部を改めた。

2 施行期日

令和5年7月13日

3 留意事項

- (1) この通達による犯罪被害者等に対する公費による負担は、別表の中欄に掲げた罪に当たる行為が行われた日にかかわらず、この通達の施行期日以降に医療機関等が犯罪被害者等に提供した役務に係る文書料等について適用するものとする。
- (2) 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）の施行による改正前の刑法（明治40年法律第45号）で定める犯罪で旧通達により文書料等の全部又は一部を公費により負担することについて対象としていたものの犯罪被害者等に対しても、この通達により運用すること。

別添

犯罪被害者等に対する公費負担要領

1 趣旨

この要領は、罪に当たる行為により死亡した者（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第3項に規定する犯罪被害者のうち、罪に当たる行為により死亡した者をいう。）の遺族等（遺族（同法第5条第1項に規定する遺族をいう。以下同じ。）又は遺体の引渡しを受け、火葬若しくは埋葬を行うことを申し出た者をいう。以下同じ。）又は傷病を負った者若しくはその家族（以下これらを「犯罪被害者等」という。）の経済的負担の軽減を図るため、死亡した被害者に係る死体検案書料、遺体修復料及び遺体搬送料、被害者（死亡した被害者を除く。）に係る診断書料、処置料、性感染症検査料、緊急避妊措置料及び人工妊娠中絶措置料並びに人を死亡させる罪に当たる行為が行われた場所となった当該罪に当たる行為により死亡した者又はその遺族の住居に係るハウスクリーニング料（以下これらを「文書料等」という。）の全部又は一部を公費により負担することについて必要な事項を定めるものとする。

2 公費負担の範囲

文書料等は、別表の中欄に掲げる罪の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる文書料等の全部又は一部を次により負担することができる。

(1) 死体検案書料

死体検案書料は、原則として、別表1の項に掲げる罪のうちいずれかの被害者の遺体1体につき1通分の金額とする。

(2) 遺体修復料

遺体修復料は、司法解剖（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第225条第1項の規定により行われる解剖をいう。以下同じ。）された遺体を遺族等に引き渡す際に行う当該遺体の切開痕、縫合痕その他の傷痕を目立たなくするために行う専門的な遺体の修復のために必要な金額とする。ただし、司法解剖された遺体のうち、腐敗、炭化、白骨化等の程度が高いため、当該遺体の修復により、遺族等の精神的な負担を軽減する効果が認められないものについては、公費により負担しないものとする。

(3) 遺体搬送料

ア 遺体搬送料は、3万円を限度に補助することができる。

イ 遺体搬送料は、深夜割増料金、車両留置料等の搬送時間帯等によって発生する費用を含むが、特別車（宮型又は洋型）の使用加算料、浴衣、納体袋、防水シート、棺、ドライアイス等の遺体の搬送に伴い発生する費用及び有料道路等の利用料金は含まないものとする。

(4) 診断書料

診断書料は、別表2の項、3の項及び5の項に掲げる罪のうちいずれかの被害

者1人につき1通分の金額とする。ただし、傷病の部位ごとに複数の医療機関において診察を受けた場合は、それぞれの医療機関につき1通分の金額とする。

(5) 処置料

ア 処置料は、別表2の項から4の項までに掲げる罪のうちいずれかの被害者が、医療機関において受ける当該罪に当たる行為に起因する傷病に係る初診日における検査、画像診断、処置又は投薬に必要な金額とする。

イ 傷病の部位ごとに複数の医療機関において診察を受けた場合は、それぞれの医療機関において、当該罪に当たる行為に起因する傷病に係る初診日における検査、画像診断、処置又は投薬に必要な金額とする。

(6) 性感染症検査料

性感染症検査料は、別表2の項から4の項までに掲げる罪のうちいずれかの被害者が、次に掲げる感染症に罹患したおそれがある場合に、医療機関において受ける当該感染症の病原体又は毒素に関する検査に必要な金額とする。

ア ウイルス性肝炎（B型肝炎及びC型肝炎に限る。）

イ 後天性免疫不全症候群（H I V）

ウ 性器クラミジア感染症

エ 梅毒

オ 尖圭^{せんけい}コンジローマ

カ 性器ヘルペスウイルス感染症

キ 淋菌^{りん}感染症

ク トリコモナス

ケ その他感染症の病原体又は毒素の有無を検査することが真に必要と認める感染症

(7) 緊急避妊措置料

緊急避妊措置料は、別表2の項に掲げる罪のうちいずれかの被害者が、医療機関において受ける妊娠を回避するための措置に必要な金額とする。

(8) 人工妊娠中絶措置料

ア 人工妊娠中絶措置料は、別表2の項に掲げる罪のうちいずれかの被害者が、医療機関において受ける母体保護法（昭和23年法律第156号）第14条第1項に規定する措置に必要な金額とする。

イ 人工妊娠中絶措置料は、前記アに規定する罪に当たる行為の加害者の所在が不明であるとき、又は当該加害者に前記アに規定する金額を支払う能力がないときに限り、公費により負担するものとする。

(9) ハウスクリーニング料

ア ハウスクリーニング料は、別表1の項に掲げる罪のうちいずれかの被害者の遺族が居住する住宅又は当該被害者が死亡する前に居住していた住宅において、当該被害者が当該罪に当たる行為により死亡した場合に、当該住宅の内装、家具、家庭用電気機械器具等から血液、吐しゃ物、排せつ物、異臭等を除去す

るために必要な金額とする。ただし、当該罪に当たる行為が行われた際に損壊された外装及び居室の壁、床、天井、建具等の修理等に要する費用については、公費により負担しないものとする。

イ 前記アに規定する住宅は、別表1の項に掲げる罪のうちいずれかの被害者が死亡する前に所有権若しくは区分所有権を有し、又は当該被害者の遺族が所有権若しくは区分所有権を有するものに限定しない。ただし、当該被害者の遺族が当該被害者の死亡後引き続き当該住宅に居住しない場合は、公費により負担しないものとする。

3 公費負担の手続

(1) 犯罪被害者等及び医療機関等に対する説明

ア 警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、別表の中欄に掲げる罪のうちいずれかの罪に当たる行為の発生を認知したときは、犯罪被害者等に文書料等を公費により負担することができる旨を説明するものとする。

イ 警察署長等は、犯罪被害者等が、医療機関、遺体修復業者、遺体搬送業者又はハウスクリーニング業者（以下「医療機関等」という。）から診察若しくは検査、遺体の修復、遺体の搬送又は住宅の内装、家具、家庭用電気機械器具等からの血液、吐しゃ物、排せつ物、異臭等の除去に係る役務の提供を受けたとき、又は受けようとするときは、当該医療機関等に対し、当該役務の提供を受ける当該犯罪被害者等が支払う費用のうち、文書料等を公費により負担することができる旨を説明するものとする。

(2) 犯罪被害者等からの申請

ア 警察署長等は、犯罪被害者等から文書料等の公費による負担を求められたときは、申請書（別記様式第1号）を提出させるものとする。

イ 当該犯罪被害者等が既に医療機関等に文書料等を支払っているときは、前記アの申請書のほかに、当該医療機関等が発行した領収書及び請求内訳書又は明細書が添付された請求書（別記様式第2号）を提出させるものとする。ただし、死体検案書料又は診断書料に係る当該請求書を提出させるときは、請求内訳書又は明細書の添付を省略させることができる。

ウ 犯罪被害者等が死体検案書又は診断書の交付を受けていない場合において、別表の中欄に掲げる罪の捜査をする警察署長等が、刑事訴訟法第197条第2項の規定により、当該罪に当たる行為の被害者に係る死体検案書又は診断書を医療機関から提出させることができるときは、当該犯罪被害者等に申請書を提出する必要はない旨を連絡するものとする。

(3) 医療機関等からの請求

ア 警察署長等は、医療機関等から文書料等の公費による負担を求められたときは、請求内訳書若しくは明細書が添付された請求書（別記様式第3号）又は当該医療機関等に備え付けられている請求書（以下「医療機関等請求書」という。）

を提出させるものとする。ただし、死体検案書料又は診断書料に係る当該請求書又は医療機関等請求書を提出させるときは、請求内訳書又は明細書の添付を省略させることができる。

イ 警察署長等は、医療機関等から遺体修復料の公費による負担を求められたときは、遺体修復報告書（別記様式第4号）を提出させるものとする。

ウ 警察署長等は、医療機関等から遺体搬送料の公費による負担を求められたときは、遺体搬送報告書（別記様式第5号）を提出させるものとする。

エ 警察署長等は、医療機関等からハウスクリーニング料の公費による負担を求められたときは、ハウスクリーニング実施報告書（別記様式第6号）を提出させるものとする。

4 犯罪被害者等から提出された申請書等の取扱い

警察署長等は、犯罪被害者等から申請書若しくは前記3-(2)-イに規定する請求書等が提出されたとき、又は医療機関等から前記3-(3)に規定する請求書等が提出されたときは、速やかに、当該申請書又は請求書等の写しを警務部警務課長に送付するものとする。

5 文書料等を公費負担しない場合

犯罪被害者等が、次のいずれかに該当することが判明した場合は、公費による負担は行わないものとする。ただし、公費による負担を行わないことが社会通念上適切でない^{と認められる}特段の事情（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）第8条第1項に規定する特段の事情をいう。）がある場合は、この限りでない。

(1) 性犯罪

ア 規則第10条の規定により「社会通念上適切でない事情」が認められるとき。

イ 犯罪被害者等の申告が虚偽と認められるとき。

ウ 犯罪被害者等が公費による負担を希望しないとき。

(2) 性犯罪以外

ア 犯罪被害者等と加害者との関係が規則第2条第1号の「夫婦又は直系血族」に当たるとき。

イ 犯罪被害者等と加害者との関係が規則第3条の「加害者が財産上の利益を受けるおそれ」があると認められるとき。

ウ 規則第4条第1号の規定による「犯罪行為への教唆又は幫助^{ほう}」が認められるとき。

エ 規則第4条第2号に規定する「犯罪行為を誘発する行為」が認められるとき。

オ 規則第4条第3号に規定する「犯罪行為に関して著しく不正な行為」が認められるとき。

カ 規則第5条第1号の規定による「犯罪行為の容認」が認められるとき。

キ 規則第5条第2号の規定による「暴力的組織への所属」が認められるとき。

- ク 規則第5条第3号に規定する「犯罪行為に対する報復」が認められるとき。
- ケ 規則第10条の規定により「社会通念上適切でない事情」が認められるとき。
- コ 犯罪被害者等の申告が虚偽と認められるとき。
- サ 加害者の行為が正当防衛、緊急避難又は正当行為に当たるとき。
- シ 犯罪被害者等が公費による負担を希望しないとき。

6 運用上の留意事項

- (1) この要領の運用に当たっては、犯罪被害者等の心情に十分配慮するとともに、性犯罪の被害者に文書料等の公費による負担に関する説明をするときは、被害者の心理的な負担の軽減に努めるものとする。
- (2) 犯罪被害者が18歳未満の場合には、その保護者（父母がいずれも死亡した場合は、その親族）に、文書料等の公費による負担に関する説明をするものとする。
- (3) 警察署長等は、この要領の適正かつ積極的な運用を図るため、所属職員に対する教養を行うとともに、必要に応じて、医療機関等に文書料等を公費により負担することができる旨を周知するものとする。

別表

項	罪	文書料等
1	<p>刑法（明治40年法律第45号）第181条第1項（不同意わいせつ（未遂罪を含む。）致死又は監護者わいせつ（未遂罪を含む。）致死）に規定する罪</p> <p>刑法第181条第2項（不同意性交等（未遂罪を含む。）致死、又は監護者性交等（未遂罪を含む。）致死）に規定する罪</p> <p>刑法第199条（殺人）に規定する罪</p> <p>刑法第205条（傷害致死）に規定する罪</p> <p>刑法第221条（逮捕等致死）に規定する罪</p> <p>刑法第240条（強盗致死）に規定する罪</p> <p>刑法第241条第3項（強盗・不同意性交等（未遂罪を含む。）致死）に規定する罪</p> <p>上記に掲げる罪のほか、人を死亡させる罪</p>	<p>死体検案書料</p> <p>遺体修復料</p> <p>遺体搬送料</p> <p>ハウスクリーニング料</p>
2	<p>刑法第177条（不同意性交等）に規定する罪</p> <p>刑法第179条第2項（監護者性交等（未遂罪を除く。））に規定する罪</p> <p>刑法第181条第2項（不同意性交等（未遂罪を除く。）致傷又は監護者性交等（未遂罪を除く。）致傷）に規定する罪</p> <p>刑法第241条第1項（強盗・不同意性交等（未遂罪を除く。））に規定する罪</p>	<p>診断書料</p> <p>処置料</p> <p>性感染症検査料</p> <p>緊急避妊措置料</p> <p>人工妊娠中絶措置料</p>
3	<p>刑法第181条第1項（不同意わいせつ（未遂罪を含む。）致傷又は監護者わいせつ（未遂罪を含む。）致傷）に規定する罪</p> <p>刑法第181条第2項（不同意性交等（未遂罪に限る。）致傷又は監護者性交等（未遂罪に限る。）致傷）に規定する罪</p>	<p>診断書料</p> <p>処置料</p> <p>性感染症検査料</p>
4	<p>刑法第176条（不同意わいせつ（未遂罪を含む。））に規定する罪</p> <p>刑法第177条（不同意性交等）に規定する罪の未遂罪</p> <p>刑法第179条第1項（監護者わいせつ（未遂罪を含む。））に規定する罪</p> <p>刑法第179条第2項（監護者性交等）に規定する罪の未遂罪</p>	<p>処置料</p> <p>性感染症検査料</p>

	刑法第241条第1項（強盗・不同意性交等） に規定する罪の未遂罪	
5	刑法第199条（殺人）に規定する罪の未遂罪 刑法第204条（傷害）に規定する罪 刑法第221条（逮捕等致傷）に規定する罪 刑法第240条（強盗致傷）に規定する罪 上記に掲げる罪のほか、人を傷害する罪	診断書料
備考		
<p>1 刑法第204条に規定する罪に当たる行為による傷病は、通院加療の期間が1月以上であり、かつ、3日以上病院又は診療所に入院することを要するものに限る。</p> <p>2 診断書料、処置料、性感染症検査料、緊急避妊措置料及び人工妊娠中絶措置料は、初診料を含む。</p>		

申 請 書

年 月 日

殿

申 請 者

住 所

氏 名

私は、この度の犯罪被害に伴い、

- ・ 死体検案書料
- ・ 遺体修復料
- ・ 遺体搬送料（普通車相当分、上限3万円）
- ・ 初診料
- ・ 診断書料
- ・ 処置料（性犯罪被害に係る初診時に限る。）
- ・ 性感染症検査料
- ・ 緊急避妊措置料
- ・ 人工妊娠中絶措置料
- ・ ハウスクリーニング料

の公費負担による支援を申請します。

また、この申請に係る公費負担手続のため、警察機関から医療機関等へ照会することに同意します。

※ 該当する項目に「○」をしてください。

請 求 書

年 月 日

殿

申 請 者
住 所
氏 名

私は、この度の犯罪被害に伴い、文書料等の費用を支払いましたので、領収書等を添えて請求します。

金 円

ただし、(死体検案書料・遺体修復料・遺体搬送料・初診料・診断書料・処置料・性感染症検査料・緊急避妊措置料・人工妊娠中絶措置料・ハウスクリーニング料)として

金額内訳：死体検案書料	円、	遺体修復料	円
遺体搬送料	円、	初診料	円
		(時間外・休日加算を含む。)	
診断書料	円、	処置料	円
		(性犯罪被害に係る初診時の検査・画像診断・処置・投薬)	
性感染症検査料	円、	緊急避妊措置料	円
(B型肝炎・C型肝炎・HIV・クラミジア ・梅毒・コンジローマ・ヘルペス・淋病・ トリコモナス・その他・再診料)			
人工妊娠中絶措置料	円、	ハウスクリーニング料	円

振込先

金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合 本・支店								
口座番号	普 通 当 座								
フリガナ 名 義 人	-----								

※ 領収書及び請求内訳書又は明細書を添付してください(死体検案書料又は診断書料を請求するときは、請求内訳書又は明細書の添付を省略することができます。)

請 求 書

年 月 日

殿

医療機関等

住 所

名 称

代 表 者

次のとおり請求します。

金 _____ 円

ただし、(被害者名) _____ に係る(死体検案書料・遺体修復料・遺体搬送料・初診料・診断書料・処置料・性感染症検査料・緊急避妊措置料・人工妊娠中絶措置料・ハウスクリーニング料)として

金額内訳：死体検案書料	円、遺体修復料	円
遺体搬送料	円、初診料	円
	(時間外・休日加算を含む。)	
診断書料	円、処置料	円
	(性犯罪被害に係る初診時の検査・画像診断・処置・投薬)	
性感染症検査料	円、緊急避妊措置料	円
(B型肝炎・C型肝炎・HIV・クラミジア・梅毒・コンジローマ・ヘルペス・淋病・トリコモナス・その他・再診料)		
人工妊娠中絶措置料	円、ハウスクリーニング料	円

振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 本・支店									
口座番号	普通座									
フリガナ 名義人	-----									

※ 請求内訳書又は明細書を添付してください(死体検案書料又は診断書料の請求を除く。)

遺体修復報告書

年 月 日

殿

住 所

名 称

代表者

下記のとおり遺体を修復したので報告します。

記

1 修復日時

年 月 日 午前・後 時 分から
年 月 日 午前・後 時 分まで

2 修復場所

3 修復遺体（氏名）

4 遺体の状態（該当する項目に「レ」を付し、遺体の状態を記載する。）

- 軽度（ ）
 中度（ ）
 その他（ ）

5 修復（処置）内容

遺 体 搬 送 報 告 書

年 月 日

殿

住 所

名 称

代 表 者

下記のとおり遺体を搬送したので報告します。

記

1 搬送日時

年	月	日	午前・後	時	分から
年	月	日	午前・後	時	分まで

2 搬送遺体（氏名）

ハウスクリーニング実施報告書

年 月 日

殿

住 所

名 称

代 表 者

下記のとおりハウスクリーニングを実施したので報告します。

記

1 実施日時

年 月 日 午前・後 時 分から

年 月 日 午前・後 時 分まで

2 実施場所

3 実施内容